

第 1 申立て

本件は、生活文化センター株式会社（以下「生活文化センター」という。）が、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（以下「ドコモ」という。）との電気通信設備の接続に関する協議が不能のため、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」という。）第 35 条第 1 項の規定に基づき、総務大臣に対し、当該協議の再開の命令を申し立てたものである。

第 2 事案の概要

1 当事者

(1) 生活文化センター

生活文化センターは、事業法第 16 条の規定に基づき、総務大臣に届出をし、MVNOとして電気通信役務の提供を予定している事業者である。

なお、MVNOとは、MNO（電気通信役務としての移動通信サービスを提供する電気通信事業を営む者であって、当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設・運用しているものをいう。以下同じ。）の提供する移動通信サービスを利用して、又はMNOと接続して移動通信サービスを提供する電気通信事業者であって、当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設・運用しないものをいう。

生活文化センターからの事業法第 166 条第 1 項の規定に基づく報告（以下「事業法に基づく報告」という。）等によれば、同社の会社概要は、次のとおりである。

- ・ 会社成立： [REDACTED]
- ・ 資本金： 1000 万円
- ・ 従業員： [REDACTED]
- ・ 事業内容： [REDACTED]
- ・ 売上高： [REDACTED]

(2) ドコモ

ドコモは、事業法第 9 条の規定に基づき、総務大臣の登録を受け、移動通信サービスを含む電気通信役務の提供をしている事業者である。

2 接続請求応諾義務等

事業法第32条は、電気通信事業者は、他の電気通信事業者から当該他の電気通信事業者の電気通信設備をその設置する電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、次の①から③の場合を除き、これに応じなければならないとしている。

- ① 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき（同条第1号）。
- ② 当該接続が当該電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき（同条第2号）。
- ③ 上記①及び②のほか、総務省令で定める正当な理由があるとき（同条第3号）。

また、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。）第23条は、上記③の「正当な理由」として、次の（i）及び（ii）を挙げている。

- （i）電気通信設備の接続を請求した他の電気通信事業者がその電気通信回線設備の接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあること（同条第1号）。
- （ii）電気通信設備の接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であること（同条第2号）。

ここでいう「接続」とは、電気通信事業者が相互に電気通信設備を電氣的に接続することにより、複数の電気通信事業者が一体的に利用者に対して電気通信役務を提供することを可能とすることをいい、接続点を責任分界点とし、自らの電気通信設備に係る電気通信役務を提供することをいう。かかる接続制度は、競争による多様な形態での複数の電気通信事業者の参入を前提とし、これらの電気通信事業者のネットワークが、様々な形で接続されることにより、利用者利益を増進し、公共の利益を確保するという趣旨に基づくものである。そこで、電気通信事業者が他の電気通信事業者に対し当該他の電気通信事業者が設置する電気通信回線設備と当該電気通信事業者の電気通信設備との接続に関する協定の締結を申し入れたにもかかわらず当該他の電気通信事業者がその協議に応じず、又は当該協議が調わなかった場合で、当該協定の締結を申し入れた電気通信事業者から申立てがあったときは、事業法第35条第1項の規定により、総務大臣は、同法第32条各号に掲げる場合に該当すると認めるとき等を除き、当該他の電気通信事業者に対し、その協議の開始又は再開を命ずるものとされている。

一方、総務大臣による協議の開始又は再開の命令は、総務大臣が、事業法

の規定に基づき、特定の電気通信事業者を名あて人とし、直接、これに義務を課す処分であり、行政手続法（平成5年法律第88号）上の不利益処分に当たる。当該処分を行う場合には聴聞又は弁明の機会の付与が必要であるが、この点、協議の開始又は再開の命令をするに当たっては、事業法第161条第1項の規定により、聴聞を実施することとされているなど、慎重かつ公正な検討・判断をすることが求められている。

3 実現しようとする接続等

生活文化センターからの申立書によれば、同社が実現しようとする接続等は、次の①から⑥のとおりである。

- ① 直収パケット交換機接続（レイヤ2接続）（以下「レイヤ2接続」という。）
- ② 直収パケット交換機接続（レイヤ3接続）（以下「レイヤ3接続」という。）
- ③ i - m o d e 移動無線装置接続用パケット交換機接続（以下「ISP接続」という。）及びレイヤ2接続による既存のi - m o d e ユーザ対象のWeb及びメール接続パケット事業者選択サービス（以下、第4の1の（1）（ドコモの主張）において「レイヤ2中抜き接続」、それ以外において「レイヤ2接続Ⅱ」という。）
- ④ ISP接続及びレイヤ3接続による既存のi - m o d e ユーザ対象のWeb及びメール接続パケット事業者選択サービス（以下、第4の1の（1）（ドコモの主張）において「レイヤ3中抜き接続」、それ以外において「レイヤ3接続Ⅱ」という。）
- ⑤ 音声関門交換機接続による音声サービス（以下「MVNO音声接続」という。）
- ⑥ ショートメッセージサービス交換機（仮称）接続によるショートメッセージサービス（以下「MVNO・SMS接続」という。）

生活文化センターは、上記①から⑥のすべてについて、通信の発着を実現したいとしている。また、同社は、上記⑤による他事業者発・生活文化センター着の通信を除く、上記①から⑥によるすべての通信について、同社が利用者料金設定権を持つことを請求している。

なお、ドコモは、事業法第34条第2項の規定に基づき、同条第1項の規定により指定された電気通信設備（第二種指定電気通信設備）と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、接続料（網使用料及び網改造料）及び接続条件について接続約款を定め、その実施前に、総務大臣に届け出な

なければならないこととされている。ドコモは、上記①及び②については約款化しているが、上記③から⑥については約款化しておらず、他事業者との接続等もしていない。

4 経過

本件に係る主な経過は、次のとおりである。

- ・ 平成21年7月31日、生活文化センターはドコモに対し、レイヤ2接続に係る事前調査申込書（同日付け）を提出。この際、ドコモは生活文化センターに対し、レイヤ2接続に係る債務の履行の担保の要否を判断するため、財務諸表の提出を求めたが、その後、生活文化センターはドコモに対し、財務諸表の提出を拒否するとともに、債務の履行の担保による接続を請求。
- ・ 平成21年8月27日、ドコモは生活文化センターに対し、レイヤ2接続に係る事前調査申込回答書（同日付け）を送付。この中で、ドコモは生活文化センターに対し、約1億1千万円の預託金の預入れ又は金融機関の債務保証を条件に接続可能と回答。
- ・ 平成21年9月7日、生活文化センターはドコモに対し、平成21年8月27日付けドコモの事前調査申込回答書を受け、レイヤ2接続に係る接続申込書（平成21年8月28日付け）を送付。平成21年9月9日、ドコモは生活文化センターから、同申込書を郵便で受領。
- ・ 平成21年9月10日、ドコモは生活文化センターに対し、レイヤ2接続に係る接続申込承諾書（平成21年9月9日付け）を送付。
- ・ 平成21年9月16日、ドコモは [REDACTED] から、レイヤ2接続に係る事前調査申込書（平成21年9月15日付け）を郵便で受領。
- ・ 平成21年10月20日、生活文化センターはドコモに対し、ISP接続に係る事前調査申込書（同日付け）を送付。平成21年10月22日、ドコモは生活文化センターから、同申込書を郵便で受領。
- ・ 平成21年10月26日、ドコモは [REDACTED] から、レイヤ2接続に係る事前調査申込書（平成21年10月23日付け）を郵便で受領。
- ・ 平成21年10月30日、ドコモは [REDACTED] から、レイヤ2接続に係る事前調査申込書（平成21年10月11日付け）を郵便で受領。
- ・ 平成21年11月9日、ドコモは生活文化センターに対し、ISP接続

に係る債務の履行の担保の要否を判断するため、財務諸表の提出を求めたが、その後、生活文化センターはドコモに対し、財務諸表の提出を拒否するとともに、債務の履行の担保による接続を請求。

- ・ 平成21年11月15日、生活文化センターはドコモに対し、レイヤ3接続に係る事前調査申込書（平成21年11月13日付け）を送付。平成21年11月16日、ドコモは生活文化センターから、同申込書を郵便で受領。
- ・ 平成21年11月19日、生活文化センターはドコモに対し、レイヤ2接続（生活文化センターは「生活文化センター発ドコモ着」としている。）に係る事前調査申込書（平成21年11月18日付け）を送付。平成21年11月24日、ドコモは生活文化センターから、同申込書を郵便で受領。
- ・ 平成21年11月20日、ドコモは生活文化センターに対し、ISP接続に係る事前調査申込回答書（同日付け）を送付。この中で、ドコモは生活文化センターに対し、PDCについては回答を保留するとともに、FOMAについては約130万円の預託金の預入れ又は金融機関の債務保証を条件に接続可能と回答。
- ・ 平成21年11月27日、ドコモと生活文化センターは、レイヤ2接続に係る個別建設契約を締結。
- ・ 平成21年11月29日ころ、生活文化センターはドコモに対し、レイヤ2接続Ⅱ、レイヤ3接続Ⅱ及びMVNO・SMS接続に係る事前調査申込書（同日付け）を送付。平成21年12月1日、ドコモは生活文化センターから、同申込書を郵便で受領。
- ・ 平成21年12月4日、ドコモは生活文化センターに対し、ISP接続に係る事前調査申込回答書（同日付け）を送付。この中で、ドコモは生活文化センターに対し、PDCについては約100万円の預託金の預入れ又は金融機関の債務保証を条件に接続可能と回答。
- ・ 平成21年12月9日、ドコモは生活文化センターに対し、レイヤ3接続に係る債務の履行の担保の要否を判断するため、財務諸表の提出を求めたが、その後、生活文化センターはドコモに対し、財務諸表の提出を拒否するとともに、債務の履行の担保による接続を請求。
- ・ 平成21年12月13日ころ、生活文化センターはドコモに対し、MVNO音声接続に係る事前調査申込書を送付。平成21年12月15日、ドコモは生活文化センターから、同申込書を郵便で受領したが、同申込書の内容に不備がある、又は不備があるか否かを確認する必要があるとして受

付はせず。

- ・ 平成21年12月14日、生活文化センターはドコモに対し、平成21年11月20日付けドコモの事前調査申込回答書を受け、ISP接続に係る接続申込書（平成21年12月14日付け）を送付。平成21年12月15日、ドコモは生活文化センターから、同申込書を郵便で受領。
- ・ 平成21年12月17日、ドコモは生活文化センターに対し、「相互接続の拒否について」と題する文書（同日付け）を送付。この中で、ドコモは生活文化センターに対し、平成21年9月9日付けの接続申込承諾、平成21年11月20日付け事前調査申込回答及び平成21年12月4日付け事前調査申込回答を撤回し、接続を拒否するとともに、この時点で生活文化センターが申し込んでいたすべての事前調査申込みを拒否（拒否の理由は後記第3を参照）
- ・ 平成21年12月28日、生活文化センターは電気通信事業紛争処理委員会（以下「委員会」という。）に対し、事業法第154条第1項の規定に基づくあっせんを申請。
- ・ 平成22年1月6日、委員会はドコモに対し、同申請があった旨を通知。
- ・ 平成22年1月12日、ドコモは委員会に対し、同申請に応じない旨を報告。
- ・ 平成22年1月15日、委員会は生活文化センターに対し、あっせんを実行しない旨を通知。
- ・ 平成22年1月25日、生活文化センターは総務大臣に対し、事業法第35条第1項の規定に基づく協議再開命令を申し立て。
- ・ 平成22年1月27日、総務大臣はドコモに対し、同申立てがあった旨を通知するとともに、意見書の提出の機会を付与（期限は平成22年2月17日。）。
- ・ 平成22年2月17日、ドコモは総務大臣に対し、意見書を提出。
- ・ 平成22年2月19日、総務大臣は生活文化センターに対し、ドコモから意見書の提出があった旨を通知するとともに、意見書の提出の機会を付与（当初の期限は平成22年3月5日であったが、生活文化センターの希望により平成22年3月12日に変更。）
- ・ 平成22年3月12日、生活文化センターは総務大臣に対し、意見書を提出。
- ・ 平成22年3月18日、総務大臣はドコモに対し、生活文化センターから意見書の提出があった旨を通知。

- ・ 平成22年3月29日、総務大臣は生活文化センターに対し、事業法に基づく報告を求める（期限は平成22年4月26日。）。
- ・ 平成22年4月26日、生活文化センターは総務大臣に対し、同報告に係る文書を提出。

第3 本件において判断すべき争点

ドコモは、施行規則第23条第1号及び事業法第32条第2号の該当性を主張し生活文化センターからの接続の請求を拒否しており、生活文化センターは、ドコモの主張に反論している。すなわち、本件において判断すべき争点は、具体的には次の2点である。

- ① 生活文化センターが本件接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれがあるか否か（施行規則第23条第1号の該当性）。
- ② 本件接続がドコモの利益を不当に害するおそれがあるか否か（事業法第32条第2号の該当性）。

第4 両当事者の主張（全文は両当事者からの意見書を参照。なお、両当事者の主張中「接続料」等の用語を用いているものの、「網使用料」を意味していると考えられるものは、すべて「網使用料」に置き換えている。）

1 施行規則第23条第1号の該当性

(1) ドコモの主張

ア 概要

生活文化センターは、支払能力を判断するため不可欠な財務データの提供を拒否している。これも前例のないことであるが、ドコモとしては預託金の支払いを必要最低限の措置として求めることになる。

ところが、生活文化センターの不透明な実態や公表されているビジネスモデルの重大な欠陥からかんがみると、預託金の支払いすらおぼつかないものであることに加えて、月々継続的に発生する網使用料の支払いも怠る可能性が極めて高いものである。

イ 不明な生活文化センターの実態

生活文化センターは住所不定である。登記簿上の本店所在地、ドコモとの初回協議時の名刺に記載された住所、ドコモに接続申込書を郵送してきた封筒に記載された住所、生活文化センターホームページに記載された住所がすべて異なっており、その実態は不明である。

生活文化センターの財務状況は全く不明である。生活文化センター

は、支払能力を判断するに当たって不可欠な財務データのドコモへの提供を拒否している。なお、ドコモにおいて実施した信用調査（非公表）によれば、信用度は極めて低いランクに位置付けられ、支払能力が到底認められない状況にある。

ウ 重大な欠陥がある生活文化センターのビジネスモデル

（ア）音声サービス

生活文化センターは、提供する音声サービスについて、「基本使用料0円、通話料金10円／30秒、最低使用料金500円」を提供条件とする旨をホームページにおいて明らかにしている。

その際、生活文化センターは、ドコモへの接続申込みにおいて明らかにするとおり、他事業者の中継設備を経由してドコモと接続することを前提としている。

以上を前提に、生活文化センターの提供するサービスの利用者料金を試算すると月額2,040円となるが、ドコモを含めた網使用料が2,117円となる（以上、ドコモトラフィック実績を適用し試算したもの）。すなわち、網使用料すら賄えないのであり、かつ、生活文化センターは代理店に「最高30%」の継続手数料を約束し、設備として3億円程度の交換機を少なくとも1台は要することから、到底、事業が成立するものではなく、構造的な赤字に陥ることは明らかである。

（イ）データ通信サービス

データ通信サービスについても、生活文化センターは、「最低利用料金500円（12,500パケット利用料を含む）、52,500パケットまで0.04円／パケット、1,052,500パケットまで0.001円／パケット、1,052,500パケットを超える場合定額3,100円」を提供条件として示す。

これに対して、生活文化センターは、ドコモに対して、レイヤ2接続について月額約100万円の網改造料と月額939万6038円の網使用料（平成21年度適用予定水準）、レイヤ3接続について月額数十万円の網改造料と月額1256万7408円の網使用料（平成21年度適用予定水準）を支払うことが必要となる。

生活文化センターのデータ通信に係る需要予測は、生活文化センターの従業員数等の企業規模、市場やニーズの実態に照らすと、生活文化センターの市場開拓力を過大に評価したとしても、非現実的なおよ

そあり得ない予測数値であり、これを前提にした事業計画は極めて信頼性がないものである。

加えて、生活文化センターの契約純増数を現在のMVNOの契約純増数と同レベルのものと仮定しても、ドコモ網使用料のみを支払うことが可能な契約数を獲得するまでに最低でも14か月を要する。一方、その他の諸々の事業コストもかかるのであって、資金繰りが極めて困難であることは明らかである。

エ 月々の網使用料の支払いを怠るおそれ

生活文化センターが公表しているビジネスモデルは、およそ現実的なものとは解されない。特に音声サービスに関しては、ドコモを含む他事業者へ支払う網使用料が生活文化センターの通話料収入を上回っており、万一、ドコモへの預託金の支払いが可能であったとしても構造的に成立し得ないビジネスモデルからは、ドコモへの網使用料の継続的な支払いを怠るおそれが高いと断じざるを得ない。

オ 預託金の支払いを怠るおそれ

レイヤ2接続、レイヤ3接続、MVNO音声接続の接続形態に係る預託金は、概算で18.5億円となる。

また、レイヤ2中抜き接続、レイヤ3中抜き接続、MVNO・SMS接続については、生活文化センターの事前調査申込書の内容だけでは算出不能ではあるが、ドコモの網改造が必須であることから、少なくとも更に数億円程度を要すると見込まれるものである。

生活文化センターは、申立書において、「当社（生活文化センター）は株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの相互接続約款64条の2の債務の履行の担保を約束することで、接続の承諾をいただいた」とするが、ドコモが承諾をし、かつ、生活文化センターが債務の履行の担保を約束したのは、申込みのごく一部についての預託金にすぎない。

ドコモの信用調査の結果において、生活文化センターの財務状況からは預託金の支払いを怠るおそれは極めて高い。また、預託金の支払いを約束しても、現にそれを怠った場合には、網改造料等接続準備に係る費用が一切回収できないこととなる。さらに、預託金は相手事業者からの予測トラヒックに基づき算出しており、実際のトラヒックが提示された予測トラヒックを上回った場合や、ドコモがMVNOユーザ対応をせざるを得ない状況になった場合等、予期せぬ追加費用が発生した場合は何

ら担保がなされないこととなる。したがって、預託金支払いの約束がある場合には無条件で接続を受け入れなければならないということにはならないのである。

カ 結論

生活文化センターは、その実態が明らかでなく、また、財務データも提供しないままであり、かつ、そのビジネスプランはおよそ非現実的である。

したがって、ドコモに対して将来負担すべき月々の網使用料や預託金を支払わないおそれが大きいと判断されることから、施行規則第23条第1号に該当し、当該申立ては却下されるべきである。

(2) 生活文化センターの主張

ア ドコモの主張ア（概要）について

生活文化センターは、ドコモの接続約款に基づき、適正に対応している。財務諸表に関しては、提出を応諾した事実はなく、ドコモの接続約款第64条の2の債務担保を選択。

イ ドコモの主張イ（不明な生活文化センターの実態）について

生活文化センターの実態は不明ではない。

住所は不定ではない。事務所は従前から

であり、登記も変更している。

ドコモの接続約款に基づき預託金を選択。この状況で接続承諾、個別建設契約を締結している。ドコモは、故意に個別建設契約締結の事実を隠ぺいしている。

ウ ドコモの主張ウ（重大な欠陥がある生活文化センターのビジネスモデル）について

生活文化センターのビジネスモデルは基本的に2種類ある。第一に、MVNOとしてユーザに不便を与えないように、データ通信（i-mode 移動無線装置を使用したもの。PC用）、音声サービス、ショートメールサービス、メールサービスをフルラインで提供する。第二に、ドコモの既存のユーザ（FOMAサービス契約者）を対象に、インターネット接続（ブラウザ、メール）のポケット事業者選択サービスを提供する。（なぜかドコモはこの事実を隠ぺいしている。）

生活文化センターのビジネスモデルは十分に採算性があるものである。

生活文化センターのビジネスモデルの中核はデータ通信である。それもPC用を除外したi-mode移動無線装置用のライトユーザー向けのデータ通信（パケットサービス）である。

ユーザ像は、パケット使用量100万パケット、使用料金2,100円（5万2500パケット）から2,600円（100万パケット）のユーザである。

素原価は1万パケット約6円なので、原価は30円から600円となり、十分採算がとれる。

ドコモのパケット定額制の3割から5割引きである。

生活文化センターは、すべてのユーザ獲得をドコモのように目指しているわけではない。特定のユーザに特定のサービスを提供するのがビジネスモデルである。

音声サービスについては、生活文化センターのビジネスモデルの中心はデータ通信なので、音声サービスはフルラインMVNOのデータ通信契約の定額制ユーザのみに提供する。パケット事業者選択制の場合はもちろん提供しない。

音声では、ドコモ片側網使用料30秒当たり約4.8円、携帯事業者加重平均約5.2円となる。トラフィックを携帯発携帯着80%、携帯発固定着20%とすると、網使用料負担は9.6円/30秒となる。

網使用料は秒課金、ユーザ料金は度数課金なので、同じ水準でも20%くらいの粗利がある。また、網使用料の引下げも見込めるので、採算性が全くないということはない。また、生活文化センターは、交換機の設定投資は行わず、中継事業者のものを使用する。

販売手数料は、売上から網使用料を差し引いたネット粗利益の30%で、ドコモの主張するようなことはない。

ユーザ獲得数も多数見込める。なぜなら、利便性、料金の点で、生活文化センターはドコモの提供するサービスよりも優れていると考えるからである。

従来のMVNOの実績、ドコモのビジネスモデル（PC用のみ端末調達、時間制等）での需要予測は意味のないものである。

エ ドコモの主張エ（月々の網使用料の支払いを怠るおそれ）についてドコモの勝手な計算を基にしたもので、何の根拠もない。

オ ドコモの主張オ（預託金の支払いを怠るおそれ）について

レイヤ2接続、レイヤ3接続は妥当であるが、他のものは、他方でユーザ獲得は不可能と指摘しつつ、網使用料・預託金はユーザ獲得が可能な場合の計算で、条件が恣意的である。

カ ドコモの主張カ（結論）について

ドコモの自己中心の恣意的なビジネスモデルを基にした主張で、何らの根拠もないものである。

2 事業法第32条第2号の該当性

(1) ドコモの主張

ア 概要

昨今の携帯電話市場においては企業のブランドイメージは極めて重要な競争力の源泉の一つとなっており、ドコモも長年多大な労力とコストをかけ、その向上に努めてきたものである。

ところが、生活文化センターは、かつて様々な問題を引き起こし、詐欺罪にて逮捕、起訴された刑事被告人である■■■■氏が実質的に経営を主導しているばかりか、既にホームページ等で、ドコモへの商標権侵害をはじめ、様々な欺まん満ちたPRにより、代理店やユーザ等の誤信を誘導していることから、風評被害や損害賠償請求訴訟等によりドコモのブランドイメージを不当に害するおそれが極めて高いものである。

イ ■■■■氏の別働隊と評価できる生活文化センター

生活文化センターは、破産会社である旧平成電電株式会社（以下「旧平成電電」という。）の代表取締役社長であった■■■■氏と密接な関係の下で通信事業を展開しようとするものであり、旧平成電電の「別働隊」とさえ評価できる、少なくともその疑いを払拭することができない存在である。

第一に、生活文化センターの今回の事前調査申込みは、■■■■氏が主宰する■■■■、生活文化センターの取締役を連絡先とし同氏の配偶者を代表取締役とする■■■■、旧平成電電の代理店であった■■■■の3社の事前調査申込みと協働して行われたものである。これらの申込書は、いずれも生活文化センターの事前調査申込書をそっくりコピーしたものであり、「生活文化センター」の名称までそっ

資金を募りながら、通信機材を購入することもなく、出資金を旧平成電電の運転資金等に充て、約1万9000人から約490億円をだまし取った疑い等で計3回詐欺罪として逮捕・起訴されており、1審では懲役12年の求刑に対し、懲役10年の実刑判決がなされている（現在、控訴中である。）。判決理由では「独裁的に重要事項を決定しており、犯行の首謀者。被害者の多くは老後の生活に備えた資金を搾取された中高年者で影響は深刻」と指摘されている。また、旧平成電電は、破産する直前まで架空の経常利益を計上するなど極めて悪質な事業運営が問題とされた会社である。

■氏自身の破産手続においては、同氏から同氏の配偶者で■代表取締役、旧平成電電元取締役である■氏への2000万円の送金が破産管財人によって否認され、その返還訴訟に係る控訴審で破産管財人の請求が認められている。

このような旧平成電電の代表取締役であった■氏と一体的な関係にある生活文化センターと接続を行えば、旧平成電電の被害者団体からの非難はもとより、広く社会からの風評被害を受け、ドコモのブランドイメージが大きく損なわれるおそれが大きい。

ウ 不当な勧誘による社会問題の発生のおそれ

生活文化センターは、上記のとおり、およそ非現実的なビジネスプランに基づき、また、虚偽のビジネスプランに基づいて、既に代理店、MVNO事業者を募集している。すなわち、代理店向けには、「事業が続く限り永遠にバックマージンをお支払い!」、「どこよりも安い」といった断定的表現を用いた募集行為を行い、MVNO事業者向けには、「20,000円からMVNO事業者になれます」などの現実的ではない勧誘を行っている。

加えて、生活文化センターは、そのホームページで、ドコモとの間で未協議のサービス、すなわち、音声通信サービス、i-mode、ショートメッセージを提供すると掲載し、上記の勧誘を行っている。しかし、これらは、ドコモの接続約款にも規定がないものであり、また、生活文化センターから事前調査申込書も提出されていなかったり、提出されていても、必要事項が記載されず、また、内容が不備なものであることから、ドコモにおいて受付すらできていない状態にあるものである。こうしたサービスメニューは、ドコモとの間で詳細条件を含む合意がない限り表記できるものではなく、何ら確約もない状況でこれらの情報を

広告する生活文化センターの行為は、不誠実・無責任の極みである。上記の誇大かつ実態のないキャッチコピーと相まって、出資者、代理店、ユーザ等を誤信させるおそれ大きい。

また、生活文化センターは、ドコモが商標権を有する「iモード」について、ドコモの承諾のないまま、あたかも自らのサービスとして提供する旨の掲載を行っており、これも誤認を与えるばかりか、ドコモの商標権を侵害する行為である。

さらに、生活文化センターは、ブログ等においてドコモに対して数々の誹謗中傷を繰り返している。

以上にもかかわらず、ドコモが生活文化センターと接続をした場合、接続命令により否応なく接続を余儀なくされたといった不可避の状況を広く公にできない限り、ドコモが、甚大な風評被害を被ることは必至である。

仮に、生活文化センターがドコモの社会的信用力等を利用して出資者や代理店募集を行っていた場合はもとより、そうでなくともドコモのMVNOとして営業活動するに伴って出資者や代理店との間で紛争等が生じた場合、ドコモが生活文化センターをMVNOとして接続させたことをもって、生活文化センターの代理店等からの苦情や損害賠償請求の申立て、その他風評被害等により、ドコモの利益を不当に害するおそれがある。

エ 結論

生活文化センターは■■■■■■氏の別働隊であることや不当な勧誘を行っていることから、様々な社会問題を発生させるおそれが高く、その結果、ドコモへの風評被害や訴訟リスクは不可避である。

したがって、ドコモのブランド価値をおとしめ、ドコモの利益を不当に害するおそれが極めて高いと判断されることから、事業法第32条第2号に該当し、当該申立ては却下されるべきである。

(2) 生活文化センターの主張

ア ドコモの主張ア（概要）について

生活文化センターは独立した電気通信事業者である。通信アドバイザーとして■■■■■■氏の助言は得ている。しかし、取締役でもないし、株主でもない。

生活文化センターはホームページ上で商標権侵害、様々な欺まんのな

PRをしている事実はない。

ドコモは i - m o d e という商標権を侵害していると主張しているが、接続約款第3条、第5条等で数多く使われている言葉である。ドコモという言葉も商標登録している言葉なのでドコモという名称も使用するなということと同じことになる。接続約款の中で i - m o d e 移動無線装置という言葉を使用しているのはドコモであり、それを主張するのであれば i - m o d e という言葉を約款の機能定義用語に使用してはならないと考える。

イ ドコモの主張イ（ 氏の別働隊と評価できる生活文化センター）について

生活文化センターは独立した法人であり、独自の経営判断をしている。

旧平成電電の事業は日本テレコムに事業譲渡されており、通信事業者に損害を与えた事実はないと聞いており、通常の経営不振事業者と同様であると考ええる。

ウ ドコモの主張ウ（不当な勧誘による社会問題の発生のおそれ）について

事業が続く限り手数料を支払うのは加入者へのサービスを考えれば当然のことである。通信料金をドコモより安いと宣伝するのは当然のことである。

2万円からMVNO事業者になれるというのも、インターネットを通じた販売を考えている生活文化センターとしては重要な施策の1つである。

ドコモは第二種指定電気通信設備に指定されており、本来はすべての通信設備の相互接続を適切な料金及び条件で、ドコモと比して他社に不利にならないようにしなければならない。

この解釈を基に、接続の実現を希望し、事前調査申込みを行っている事業者に対して、全く接続する予定はないので、生活文化センターは過大な広告をしていると中傷誹謗するのは、非常に心外である。

また、i - m o d e は接続約款中に接続機能表現として存在しているもので、接続事業者としては普通機能名詞である。

音声サービス、ショートメッセージサービス、i - m o d e、メールサービスを含むデータサービスを提供するというのは当然である。

生活文化センターは事前調査申込みを提出しているか、協議中であり、ドコモには接続義務があるので、可能性があるビジネスモデルを自社のホームページに掲載するのは当然である。

ブログにおいて誹謗中傷とドコモは主張しているが、すべて事実に基づいており、生活文化センターは既にドコモに対して、所有権侵害によるシムロック解除請求訴訟、独禁法によるバリュープランの携帯電話機と通信サービスの差止めを近日中に起こす。決して誹謗中傷ではない。

すべての接続を拒否し、どんな事業者にも音声MVNO、ショートメッセージMVNO、メールMVNOを絶対開放しないことが事実であれば、生活文化センターのWeb上の主張、サービス展開計画はドコモの言うとおり虚偽に満ちた広告ということになるであろう。

エ ドコモの主張エ（結論）について

生活文化センターが不当な勧誘を行っているとしてドコモは主張しているが、それは事実と異なる偏見である。

これを基に不当と言うのは恣意的で、ブランド価値の主張も事実誤認に基づく主張である。

第5 判断

1 施行規則第23条第1号の該当性

(1) 規定の趣旨及び判断基準

電気通信設備の接続を請求した他の電気通信事業者が、その電気通信回線設備の接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがある場合には、その接続の請求を受けた電気通信事業者の財産権が侵害され、又は侵害されるおそれがある。また、当該他の電気通信事業者について接続の請求権を認めることは、電気通信の健全な発達を阻害するおそれもある。このように、接続の請求を受けた電気通信事業者の財産権を保護し、また、電気通信の健全な発達を確保する観点から、施行規則第23条第1号に該当する場合には接続の請求を拒否できることとしている。

一般的に、支払いを怠るおそれがあるか否かについては、請求する接続の規模・形態や接続申込者の財務状況等に照らし、個別具体的に判断されることとなるが、「電気通信事業分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン」（平成21年10月総務省）において示している考え方のおり、客観的な指標（過去の支払実績、信用評価機

関・格付け機関等による評価、財務状況等)等に基づいて判断することが
適当と考えられる。

(2) 生活文化センターの実態について

ア 生活文化センターの住所について

ドコモは、生活文化センターが住所不定であり、その実態が不明である旨主張する。これに対し、生活文化センターは、同社の住所が不定ではなく、事務所は従前から [REDACTED] である旨主張する。

生活文化センターの住所については、平成21年8月12日の電気通信事業の届出時から同年12月25日のあっせんの申請時までの間に、[REDACTED] から [REDACTED] に変更されていることが認められる。しかし、遅くとも平成21年12月25日以降、生活文化センターの住所変更は認められず、「生活文化センターは住所不定」、「実態不明」とまではいえない。

イ 生活文化センターの財務状況について

ドコモは、①生活文化センターは支払能力を判断するに当たって不可欠な財務データの提供を拒否しているため、生活文化センターの財務状況が全く不明である、②信用調査によれば、信用度は極めて低いランクに位置付けられ、支払能力が到底認められない旨主張する。これに対し、生活文化センターは、ドコモの接続約款の規定に基づいて預託金の預入れを選択し、この状況で接続承諾及び個別建設契約を締結している旨主張する。

まず、信用調査の結果については、ドコモによれば、信用評価機関との契約上、第三者に漏らすことが禁止されているため、その詳細は明らかにされていないが、ドコモの接続約款第64条の3第1項第4号の規定に基づき、支払いを怠るおそれがあるものとして同社が別に定める基準に該当するものであったと推察される。しかし、このことをもって、生活文化センターが接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれがあると直ちに判断することはできない。

次に、財務データについては、確かに、生活文化センターが主張するように、その提出を拒否すること自体、ドコモの接続約款上のドコモが接続申込みの承諾をしない場合に該当するものではなく、また、施行規則第23条第1号が規定する場合に直ちに該当するものでもない。しか

し、ドコモが主張するように、財務データの提出が拒否されれば、接続申込者が接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれがあるか否かの判断をすることは困難である。このため、生活文化センターに対し、直近2期分の貸借対照表及び損益計算書について、事業法に基づく報告を求めたところ、同社から、直近3期分の貸借対照表及び損益計算書を含む決算報告書の提出を受けた（生活文化センターからの事業法に基づく報告を参照）。

一般的に、企業の短期的な支払能力を判断するに当たっては、損益計算書上の利益の額のほか、貸借対照表上の流動資産及び流動負債の額等が一つの指標になると考えられる。生活文化センターの純利益については、

と推移しており、運転資本（流動資産から流動負債を差し引いた額）については、

と推移している。

一方、後記第5の1の（4）及び（5）において判断を示すとおり、生活文化センターが請求する接続等がすべて実現する場合には、同社が接続に関し負担すべき金額のうち月々の網使用料は、2196万3446円（レイヤ2接続網使用料及びレイヤ3接続網使用料）にレイヤ2接続Ⅱ、レイヤ3接続Ⅱ、MVNO音声接続及びMVNO・SMS接続に係る網使用料を加えた金額となり、また、同社が接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれを当面払拭するための預託金は、約8億円（レイヤ2接続網使用料（4か月分）、レイヤ2接続網改造料、レイヤ2接続原状復旧費、レイヤ3接続網使用料（4か月分）、レイヤ3接続網改造料、レイヤ3接続原状復旧費及び音声MVNO接続網改造料）から約18億5000万円（約8億円にMVNO音声接続網使用料（4か月分）を加えたもの）にレイヤ2接続Ⅱ、レイヤ3接続Ⅱ及びMVNO・SMS接続に係る預託金を加えた金額となり、これらの金額は、生活文化センターの運転資本等の規模を著しく上回るものとなる。

生活文化センターの財務データからは、同社が債務超過に陥っているなどの状況は認められないものの、同社の運転資本等の規模と同社が接続に関し負担すべき金額等にかんがみると、①同社が今後展開を予定している電気通信事業から、接続に関し負担すべき金額を支払うために十分な収益を短期的にも得ることができる場合や、②同社がその他の手段

により、接続に関し負担すべき金額を支払うなどのために十分な資金を準備することができる場合を除き、同社が接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれがないと判断することはできない（①については後記第5の1の（3）のア及びイ、②については後記第5の1の（5）において判断を示す。）。

（3）生活文化センターのビジネスモデルについて

ア 音声サービス

ドコモは、①生活文化センターの利用者料金が月額2,040円、網使用料支払いが月額2,117円となるため、同社は網使用料支払いすら賄えない、②生活文化センターが代理店に利用者料金の最高30%の継続手数料を約束し、設備として3億円程度の交換機を少なくとも1台は要することから、生活文化センターが構造的な赤字に陥ることは明らかである旨主張する。これに対し、生活文化センターは、①同社の利用者料金が30秒当たり10円、網使用料支払いが30秒当たり9.6円（事業法に基づく報告において7.76円に変更）となり、また、利用者料金は度数課金、網使用料は秒課金であるため、採算性が全くないということにはならない、②交換機は中継事業者のものを使用し、販売手数料は売上から網使用料支払いを差し引いた金額の30%である旨主張する。

まず、生活文化センターの網使用料支払いについて検討すると、生活文化センターからの申立書によれば、同社は、中継事業者を介し、ドコモ、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東西」という。）のほか、他事業者と接続することを予定している。そして、生活文化センター発・他事業者着の通信については、生活文化センターが料金設定権を持つことを請求している。このような接続形態において生活文化センター発・他事業者着の通信が発生した場合には、生活文化センターが中継事業者を含む他事業者の電気通信設備を使用することとなるため、一般的に、中継事業者を含む他事業者は、生活文化センターに対して網使用料支払いを求めることとなる。しかし、生活文化センターが主張する同社の網使用料支払いの金額には中継事業者に対する網使用料支払いの金額が含まれていないことから、生活文化センターの主張は、同社の網使用料支払いが利用者料金収入を上回らないことを示すために十分なものであると認めることはできない。

生活文化センターから中継事業者に対する網使用料支払いの金額は、両者間の相対契約によって決まるため、その内容によっては、当該網使

用料支払いが発生しないこともあり得る。しかし、生活文化センターからの事業法に基づく報告によれば、同社が接続を予定している中継事業者及び当該中継事業者に対する網使用料等支払いの額はいずれも未定とされており、網使用料支払いが発生しない中継事業者との相対契約の締結が具体的に計画されているとは認められない。

次に、生活文化センターの網使用料支払い以外のコストについて検討すると、生活文化センターは、交換機の設備投資は行わず、中継事業者のものを使用する旨主張している。しかし、生活文化センターからの事業法に基づく報告によれば、生活文化センターが接続協定を締結する中継事業者が具体的に計画されているわけでもなければ、交換機を借り受ける中継事業者が具体的に計画されているわけでもない。

一般的に、電気通信役務を提供するためには、接続料支払いのほか、様々な設備コストや営業コストが発生する。たとえ中継事業者から交換機を借り受けたり、店舗ではなくインターネット上で営業活動を行ったりする場合であっても、接続料支払い以外のコストが全く発生しないこととはならない。生活文化センターからの事業法に基づく報告によれば、設備や端末の調達計画（調達先、調達額等）はすべて未定とされており、また、利用者に対する販売方法（例：代理店販売、家電量販店での販売、インターネット販売）もすべて未定とされているため、生活文化センターがどの程度の設備コストや営業コストの発生を予定しているのかは不明である。しかし、同報告によれば、生活文化センターがホームページ（平成22年5月から閲覧できなくなっている。）に掲載していた役務別利用者料金の設定根拠も「未定」とされているため、同社が役務提供するために必要なコストを十分に考慮した上で利用者料金を設定していると認めることはできない。

以上より、生活文化センターが提供を予定している音声サービスから、接続に関し負担すべき金額を支払うために十分な収益を得ることができると判断することはできない。

イ データ通信サービス

ドコモは、生活文化センターはドコモに対してレイヤ2接続について月額約100万円の網改造料と月額93万96038円の網使用料を、レイヤ3接続について月額数十万円の網改造料と月額1256万7408円の網使用料を支払う必要があるところ、①生活文化センターの需要予測は非現実的なおよそあり得ない予測数値であり、これを前提にした

事業計画は極めて信頼性がない、②生活文化センターの契約純増数を現在のMVNOの契約純増数と同レベルのものと仮定しても、生活文化センターの提供条件を前提とすれば、ドコモの網使用料のみを支払うことが可能な契約数を獲得するまでに最低でも14か月を要する旨主張する。これに対し、生活文化センターは、①同社が提供するサービスは利便性及び料金の点でドコモが提供するサービスより優れているため、多数のユーザ獲得を見込むことができる、②利用者料金が月額2,100円（5万2500パケット利用）から月額2,600円（100万パケット）のユーザの獲得を予定しており、一方、1万パケット当たりの原価は月額約6円であるため、1ユーザ当たりの原価は月額30円から月額600円となり、十分に採算がとれる旨主張する。

確かに、生活文化センターの1ユーザ当たりの原価が月額30円から月額600円の範囲に収まるのであれば、同社が提供するデータ通信役務は十分に採算がとれるものとなる。しかし、ドコモのレイヤ2接続及びレイヤ3接続に係る網使用料は、パケット使用量に応じた従量制の課金方式ではなく、一定の貸出帯域幅に応じた定額制の課金方式となっているため、生活文化センターのコストは、同社がドコモから借り受ける帯域幅に応じた一定額の網使用料等となる。そして、1ユーザ当たりの原価は、生活文化センターが獲得していくユーザ数に依存することとなるため、必ずしも月額30円から月額600円の範囲に収まるとはいえない。

生活文化センターによる需要予測については、同社からドコモに対する平成21年7月31日付け事前調査申込書別紙1によれば、端末需要予測が接続開始時に■■■■台、年度末に■■■■台、翌年度末に■■■■台、翌々年度末に■■■■台とされている。また、生活文化センターからの意見書別紙7によれば、生活文化センターは1月当たり■■■■（この数値は事業法に基づく報告において■■■■に変更されている。）の新規加入を見込んでいると推察される。

生活文化センターの需要予測の数値それ自体の妥当性について判断を示すことは困難であるものの、一般的に、このような具体的な数値による需要予測は、単に利便性及び料金の点で優れているという以上の根拠に基づいて設定されると考えられる。このため、生活文化センターに対し、1月当たり新規加入数の設定根拠について、事業法に基づく報告を求めたが、同社からは、「当社は最良パターンで計算しておりドコモとの今後の協議いかんによって変質いたしますので回答が不能でございます

す」との報告しかなされなかった。したがって、生活文化センターによる需要予測に十分な設定根拠があると認めることはできず、同社が提供を予定しているデータ通信サービスから、接続に関し負担すべき金額を支払うために十分な収益を短期的にも得ることができると判断することはできない。

(4) 月々の網使用料の支払いを怠るおそれについて

ドコモは、生活文化センターが公表しているビジネスモデルはおよそ現実的なものとは解されず、万一、ドコモへの預託金の預入れが可能であったとしても、構造的に成立し得ないビジネスモデルからは、ドコモへの網使用料の継続的な支払いを怠るおそれが高い旨主張する。これに対し、生活文化センターは、ドコモの主張が同社の勝手な計算を基にしたものであり、何ら根拠がない旨主張する。

生活文化センターのドコモに対する月々の網使用料支払いの金額について検討すると、まず、生活文化センターが実現しようとする接続等のうちレイヤ2接続及びレイヤ3接続に係る網使用料については、それぞれ月額939万6038円(10Mbps当たり)、月額1256万7408円(10Mbps当たり)となっている。これらの網使用料は、たとえ生活文化センター発のトラフィックが全く発生しなかった月であっても、毎月ドコモから生活文化センターに対して請求されることとなる。一方、レイヤ2接続Ⅱ、レイヤ3接続Ⅱ、MVNO音声接続及びMVNO・SMS接続に係る網使用料については、ドコモにおいて約款化されておらず、また、これらの一部については生活文化センター発のトラフィック量に依存するとも考えられるため、その金額を正確に特定することはできない。しかし、生活文化センターが請求する接続等がすべて実現する場合には、同社はドコモに対して毎月2196万3446円のレイヤ2接続及びレイヤ3接続に係る網使用料に加え、レイヤ2接続Ⅱ、レイヤ3接続Ⅱ、MVNO音声接続及びMVNO・SMS接続に係る網使用料を支払う必要がある。

生活文化センターが今後展開を予定している電気通信事業から、最低でも上記の金額に上る月々の網使用料の支払いを可能とするために十分な収益を上げることができるといえる点については、前記第5の1の(3)のア及びイにおいて示した判断のとおりである。したがって、同社が他の手段により、接続に関し負担すべき金額を支払うために十分な資金を準備できることが認められない限り、同社が接続に関し負担すべき金額の支払い

を怠るおそれがないと判断することはできない（この点については、後記第5の1の（5）において判断を示す。）。

（5）預託金の預入れを怠るおそれについて

ドコモは、①レイヤ2接続、レイヤ3接続及びMVNO音声接続に係る預託金は約18億5000万円であり、レイヤ2接続Ⅱ、レイヤ3接続Ⅱ及びMVNO・SMS接続に係る預託金は算出不能であるが、少なくとも数億円程度要すると見込まれる、②信用調査の結果、生活文化センターの財務状況からは、同社が預託金の預入れを怠るおそれが極めて高い、③生活文化センターが預託金の預入れを約束しても、現にそれを怠った場合には、ドコモは網改造料等接続準備に係る費用が一切回収できない旨主張する。これに対し、生活文化センターは、レイヤ2接続及びレイヤ3接続の預託金の額については妥当であるが、その他については、ドコモが生活文化センターのユーザ獲得は不可能であると指摘しつつ、ユーザ獲得が可能である場合に基づいて計算しており、条件が恣意的である旨主張する。

生活文化センターが接続に関し負担すべき金額に相当する債務の履行を預託金の預入れ等により担保した場合には、同社が接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれは当面払拭されることとなる。生活文化センターがドコモに預け入れる預託金の額について検討すると、ドコモの接続約款第64条の3第2項において、接続事業者が履行を担保すべき債務の額は、①接続申込者が接続に関し負担すべき金額として月ごとに想定される負担額（網使用料）の4か月分に相当する額と、②協定が消滅するとした場合に、接続申込者が負担すべき網改造料に相当する額の合計額とされており、また、同条第4項において、③接続申込者は、ドコモが必要であると判断し請求した場合には、協定が消滅するとした場合において接続申込者が負担すべき費用（原状復旧費）について、債務の履行を担保することを要するとされている。ドコモは、これらの接続約款の規定に基づき、レイヤ2接続に係る預託金は約8920万円、レイヤ3接続に係る預託金は約5190万円、MVNO音声接続に係る預託金は約17億1000万円と算出し、レイヤ2接続Ⅱ、レイヤ3接続Ⅱ及びMVNO・SMS接続に係る預託金は算出不能であるが少なくとも数億円程度と見込まれるとしている（ISP接続それ自体については、本件において生活文化センターが実現しようとする接続等ではないことから、検討の対象としない。）。これらのうちレイヤ2接続及びレイヤ3接続に係る預託金の額について当事者間で争いはないが、音声MVNOに係る預託金の額については生活文化

センターが「条件設定が恣意的である」としている。確かに、MVNO音声接続に係る預託金の額について、両当事者間で十分に協議が行われたとはいえないものの、ドコモが主張する額は、ドコモやNTT東西が設定している音声接続に係る網使用料、ドコモにおける発着別トラフィック比率の実績値等のほか、生活文化センターがMVNO音声接続に係る事前調査申込書別紙1に記載したトラフィック予測値に基づき算定されたものであるところ、他事業者によるMVNO音声接続が実現されておらず、他に採用すべきトラフィック予測値が存在しない現状において、生活文化センターによるトラフィック予測値等に基づいて履行を担保すべき債務の額を算定することは、必ずしも合理性に欠けるものであるとはいえない。また、MVNO音声接続に係る預託金の額17億1000万円のうち網改造料の金額に相当する6億6000万円は、生活文化センターのトラフィック量に依存するものではない。したがって、生活文化センターが請求する接続等がすべて実現する場合には、同社はドコモに対して約8億円（レイヤ2接続網使用料（4か月分）、レイヤ2接続網改造料、レイヤ2接続原状復旧費、レイヤ3網使用料（4か月分）、レイヤ3網改造料、レイヤ3原状復旧費、MVNO音声接続網改造料）から約18億5000万円（約8億円にドコモが推計したMVNO音声接続網使用料（4か月分）を加えたもの）のレイヤ2接続、レイヤ3接続及びMVNO音声接続に係る預託金に加え、レイヤ2接続Ⅱ、レイヤ3接続Ⅱ及びMVNO・SMS接続に係る預託金を預け入れる必要がある。

最低でも上記の範囲の金額に上る預託金については、生活文化センターがドコモとの接続等を実現する前に準備しておく必要があり、また、前記第5の1の（2）のイにおいて判断を示したとおり、現在の生活文化センターの資産等から直ちに充当することができるとは認められない。このため、生活文化センターに対し、預託金等に充てる資金の調達先（例：〇〇銀行、△△株式会社）、調達方法（例：金融機関からの借入れ、関連会社からの出資）、その金額及び調達先との交渉状況（選択肢：調達先と契約済み、調達先に申入れ済み、調達先と交渉予定、その他）等について、事業法に基づく報告を求めたところ、生活文化センターからいずれも未定との報告を受けた。また、生活文化センターのホームページには株主等を募集する旨の記載があったため、これらの応募状況について、同様の報告を求めたところ、生活文化センターから「ドコモによる相互接続の拒否により決定はございません」との報告があった。これらの生活文化センターからの事業法に基づく報告によれば、同社が借入れや増資等の手段により、

最低でも上記の範囲の金額に上る預託金の預入れ等を可能とするために十分な資金を準備できる目途が立っていると認めることはできない。したがって、現状において、生活文化センターがドコモに対する債務の履行を担保することにより接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれを払拭することができるかと判断することはできない。また、生活文化センターが借入れや増資等の手段により、同社が接続に関し負担すべき金額それ自体を支払うことができると判断することもできない。

(6) 結論

以上のとおり、現状において、生活文化センターの財務状況及び資金調達計画、同社が予定している電気通信事業の短期的な収益性、ドコモに対する月々の網使用料支払い及び預託金預入れの金額等を総合的に勘案すると、生活文化センターが本件接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれがあると認められ、施行規則第23条第1号の該当性は認められる。

2 事業法第32条第2号の該当性

(1) 規定の趣旨及び判断基準

本規定は、接続を請求する電気通信事業者の電気通信設備を用いて提供される役務と需要を共通しているため、請求を受けた電気通信事業者において、その設置する電気通信回線設備の保持が経営上困難となるなど、経営に著しい支障が生じるとき等は、利益を不当に害するものとして、接続の請求に応じる必要がないことを定めたものである。これは、接続により他の電気通信事業者に需要を奪われるということは、利用者による選択の結果であり、公正競争の促進を通じて利用者利便の増進を図る観点から、減少した売上に相当する額が直ちに保護されるべき正当な利益とはいえないものの、電気通信回線設備の保持が経営上困難となるなど、経営に著しい支障が生じるおそれがある場合等にまで接続に応じなければならないとすることは、公共の福祉の観点からの私権の制約として受忍限度を超えるものであると考えられるからである。また、このような規定の趣旨を受け、「MVNOに係る電気通信事業及び電波法の適用関係に関するガイドライン」（平成20年5月総務省総合通信基盤局）においては、本規定に該当する場合の例示として、「MNOがMVNOの接続の申込みに応じる結果、自己の電気通信回線設備の保持が経営上困難となるなど経営に著しい支障が生ずると認められる合理的な理由が存在する場合」を挙げている。

本件において争点となる「利益を不当に害するおそれ」は、ドコモと生活文化センターの接続が実現し、生活文化センターがドコモの競争事業者となり、ドコモの需要が生活文化センターに奪われることによるものではなく、また、ドコモの利益が侵害される一方で、競争の促進を通じた利用者利便の向上を伴うものでもない。したがって、本件において本規定の該当性が認められるために、上記ガイドラインが例示として掲げる「経営に著しい支障が生ずると認められる合理的な理由が存在する」ことまでもが必ずしも求められるわけではないが、競争による多様な形態での複数の電気通信事業者の参入を前提とする接続制度の趣旨にかんがみると、ドコモにおいて発生する利益の損失が生活文化センターとの公正な競争の結果によるものでないことに加え、客観的な事実を照らして具体的かつ相当程度の利益の損失が合理的に予見されることが求められると考えられる。

(2) 生活文化センターと旧平成電電代表取締役社長との関係について

ドコモは、①生活文化センターが旧平成電電代表取締役社長と密接な関係の下で事業を展開しようとしており、旧平成電電の「別働隊」とさえ評価でき、少なくともその疑いを払拭できない、②このような生活文化センターと接続を行えば、旧平成電電の被害者団体からの非難はもとより、広く社会からの風評被害を受け、ドコモのブランドイメージが大きく損なわれるおそれ大きい旨主張する。これに対し、生活文化センターは、同社が独立した法人であり、独自の経営判断をしており、通信アドバイザーとして旧平成電電代表取締役社長の助言は得ているものの、取締役でも株主でもない旨主張する。

確かに、ドコモが主張するとおり、生活文化センター又は同社代表取締役社長が旧平成電電代表取締役社長と一定の関係を有することが認められ、生活文化センターも、旧平成電電代表取締役社長が生活文化センターの「通信アドバイザー」であると認めている。しかし、旧平成電電代表取締役社長が生活文化センターの事業を主導しているか否かについては、ドコモが主張するような、ドコモショップ新宿南口店でのやりとり、生活文化センターからの接続請求と旧平成電電からの接続請求の同一性又は類似性等のみからでは判断することはできず、また、生活文化センターが主張するとおり、同社からの事業法に基づく報告によれば、旧平成電電代表取締役社長が生活文化センターの取締役や株主となっている事実も認められない。また、仮に、生活文化センターと旧平成電電代表取締役社長との間の一定の関係性のみならず、旧平成電電代表取締役社長の生活文化センタ

一に対する主導性が認められたとしても、このことが直ちにドコモの利益を不当に害するおそれにつながると判断することはできない。すなわち、ドコモは、旧平成電電代表取締役社長と一体的な関係にある生活文化センターと接続を行えば、旧平成電電の被害者団体からの非難や社会からの風評被害を通じ、ドコモのブランドイメージが大きく損なわれると主張するが、旧平成電電代表取締役社長と一定の関係を有する企業や同代表取締役社長が主導する企業と取引をしている他の企業が実際にドコモが主張するような非難・風評被害を受けたなどの客観的事実は示されておらず、ドコモが生活文化センターからの接続請求に応じることをもって、非難や風評被害を通じたブランドイメージの毀損により、ドコモにおける相当程度の利益の損失の発生が合理的に予見されるとまで認めることはできない。

(3) 生活文化センターによる代理店等の勧誘について

ドコモは、①生活文化センターが「事業が続く限り永遠にバックマージンをお支払い!」、「どこよりも安い」との断定的表現を用いて代理店募集を行い、「20,000円からMVNO事業者になれます」との非現実的なMVNO事業者の勧誘を行っている、②生活文化センターがドコモとの合意がない限り提供できない音声通信サービス等の役務を提供する旨広告している、③生活文化センターが「iモード」についてドコモの商標権を侵害している、④生活文化センターが同社のブログ等においてドコモに対する誹謗中傷を繰り返している、⑤このような生活文化センターをMVNOとして接続させたことをもって、生活文化センターの代理店等からの苦情や損害賠償の申立て、風評被害等により、ドコモの利益を不当に害するおそれがある旨主張する。これに対し、生活文化センターは、①事業が続く限り手数料を支払うこと及び通信料金をドコモより安いと宣伝することは当然である、②ドコモには接続義務があり、可能性があるビジネスモデルを自社のホームページに掲載することは当然である、③「iモード」という言葉はドコモの接続約款にも記載されており、これについて生活文化センターが商標権を侵害している事実はない、④ブログはすべて事実に基づいており、誹謗中傷ではない旨主張する。

確かに、生活文化センターのホームページにおいて、同社が、ドコモが主張するような代理店等の募集や役務の提供について広告していた事実は認められる。しかし、生活文化センターからの事業法に基づく報告において、①代理店等の応募状況について「ドコモとの相互接続の拒否により決定はございません」と報告されていること、②生活文化センターのホーム

ページにおいて「本事業の概略に関してご興味のある方は、下記のフォームよりお申し込みください。代理店説明資料をお送りします。」と記載されていたものの、実際には当該説明資料は未定と報告されていることに加え、③現在、生活文化センターのホームページは閲覧できなくなっており、少なくともホームページ上での代理店等の募集は行われていないことにかんがみると、現在のところ生活文化センターによる代理店等の募集に係る広告の効果は限定的であると考えられる。そして、このような現状に照らせば、ドコモが生活文化センターからの接続請求に応じることをもって、生活文化センターの代理店からのドコモに対する損害賠償の申立てが行われたり、広く世間一般からのドコモに対する風評被害が生じたりするような事態が合理的に予見されるとまで認めることはできない。

なお、生活文化センターが「iモード」についてドコモの商標権を侵害している、生活文化センターがドコモに対して事実上誹謗中傷をしている旨のドコモの主張については、ドコモが生活文化センターからの接続請求に応じることをもってドコモの利益を不当に害するおそれが生じるという点との関係が必ずしも明確でない。

(4) 結論

以上のとおり、現状において、生活文化センターが旧平成電電代表取締役社長と一定の関係を有すること及び生活文化センターがドコモが問題視するような代理店等の勧誘を行っていたことをもって、ドコモが生活文化センターからの接続請求に応じることによりドコモの利益が不当に害されるおそれがあると認めることはできず、事業法第32条第2号の該当性を認めることはできない。

第6 結論

第5において判断を示したとおり、本件において、事業法第32条第2号の該当性は認められないが、施行規則第23条第1号の該当性は認められる。よって、ドコモに対して不利益処分たる協議再開命令をすることはできない。

なお、上記の結論は、生活文化センターからの申立書に記載された内容、ドコモ及び生活文化センターからの意見書に記載された内容、生活文化センターからの事業法に基づく報告に記載された内容のほか、現在ドコモが設定している網使用料の水準等を前提としたものであることはいうまでもない。

以上